

福島県教育委員会平成29年2月臨時会会議抄録

| | |
|----------------|---|
| 1 開催日時 | 平成29年2月24日（金）午後1時30分より |
| 2 開催場所 | 教育委員室（県庁西庁舎9階） |
| 3 出席委員 | 1番 蜂須賀禮子委員、2番 岩本光正委員、3番 高橋金一委員、4番 小野栄重委員、5番 浅川なおみ委員 |
| 4 議事内容及び経過 | |
| (1) 開会 | 午後1時30分、教育長から2月臨時会の開会が告げられた。 |
| (2) 会議録署名委員の指名 | 教育長から、浅川委員と蜂須賀委員が会議録署名委員として指名された。 |
| (3) 会期の決定 | 教育長から、会期は本日1日としたい旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員に異議なく、そのとおり決定された。 |
| (4) 記録係の指名 | 教育長から、高野主査が記録係に指名された。 |
| (5) 政策監提出理由説明 | <p>教育長から政策監に対して、提出事件についての説明が求められた。</p> <p>政策監から提出議案等の概要について、次のとおり説明があった。</p> <p>（説明概要）</p> <p>議案第1号については、平成29年度教育庁及び教育機関の教員系主要職員に係る人事について諮るもの。</p> <p>議案第2号及び同第3号については、平成29年度市町村公立小・中・特別支援学校の校長及び教頭に係る人事について諮るもの。</p> <p>議案第4号及び同第5号については、平成29年度県立学校の校長及び教頭に係る人事について諮るもの。</p> |

| | |
|--|--|
| <p>(6) 会議（一部）非公開</p> <p>(7) 報告事項 報告第1号</p> | <p>報告第1号については、福島県立高等学校入学者選抜検討会議から提出された報告書の内容について報告するもの。</p> <p>ここで教育長から、本日の審議事項のうち報告第1号を除く議案等について非公開で審議したい旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員に異議なくそのとおり決定された。</p> <p>福島県立高等学校入学者選抜検討会議から提出された報告書の内容（報告第1号）につき、教育次長より説明があり、以下の質疑応答の後、全員に異議なく了承された。</p> <p>高橋委員：現在の「Ⅰ期・Ⅱ期選抜制度」から、今、説明があった新しい制度に変わると、受ける側として最も大きいのは、「特色選抜」と「一般選抜」の間で、同じ学校しか受けられなくなるという点だと思うが、後の方の試験で、別な学校に切り替えることができなくなるという不利益な点については、この検討会議では、どのような議論がなされて、このような結論にいたったのか、尋ねたい。</p> <p>高校教育課主幹：検討会議においても、今、指摘があった点については、現行制度と異なるため、また、受験生にとっても気になる点であることから、議論していただいたところである。</p> <p>同じ学校を受験することになるという点は、現在の議論では、そのような結論になっているところであるが、Ⅰ期選抜を受験して合格できなかった場合に、次に、Ⅱ期選抜を受験するわけだが、現在でも、Ⅱ期選抜を受験する者のうち、7～8割の者は、Ⅰ期選抜と同じ学校を受験している。</p> |
|--|--|

そのような状況を踏まえて、又、生徒が高校を選ぶ際の中学校における指導や、事務手続き的な面なども含めて、様々な点を総合的に考慮した結果として、会議の中では「同一校受験が、最も望ましい」との結論にいたったものである。

高橋委員：その2～3割というものを、大きく見るのか、又は、小さく見るのかということが変わってくるのだと思うが、技術的に可能であるならば、やってあげるべきだと思うのだが、この点はどうか。

県立高校の入学試験の場合には、問題を各学校で作るわけでもないし、皆、同じ問題を解くようになるので、あとは、こちら側の事務処理の問題だけなのではないのか。

今、2～3割の人たちが、切り捨てられるというのでは、受ける側、ユーザーの側の不利益が、非常に大きいように思うのだが。

昔と同じように「一発勝負」になったと言われれば、確かに、そのとおりのかもしれないが。

思い切って、「第一志望の学校」を受けてみたが、両方の試験に落ちてしまい、結局ダメになってしまった、というよりも、「一般選抜」の方では、少しレベルを下げた学校を受けて、こちらの方には合格できたということになれば、本人の学校に入ってから頑張りとかが、入学後の「やる気」も、全然違ってくると思うが。

その「2～3割の人たち」を切り捨ててしまうことになってしまう点について、どのような議論が行われたのか、ということである。

教育長：技術的なことも含めて、説明をお願いしたい。

教育次長：そのような意見については、我々としても、もちろん尊重し、色々と検討してきたところである。

確かに、その数字を大きく見るのか、又は、小さく見るのかという点は、それを見る人によっても異なってくるものと思われる。

ただ、そのようなこととは別に、この点については、技術的に、日程的な面から制約を受けることになる。

例えば、現行のまま、Ⅱ期選抜の受験校を変更可能とする場合には、Ⅰ期選抜の実施時期を、2月中旬よりも後には持っていけないという、一つの技術的な制約がある。

Ⅰ期選抜合格者の学習意欲の低下等を防ぐために、Ⅰ期選抜の実施時期をできるだけ後ろの方に持ってこようとしても、今よりも、せいぜい2週間程度しか後ろの方に持ってこれないのが現実である。

そして、Ⅰ期選抜の実施時期を、無理して、できるだけ後ろの方に持ってこようとすると、今度は、Ⅰ期とⅡ期の間がつまることになり、Ⅰ期に落ちて、次にⅡ期を受験しようとする者の「気持ちの切り替え」が困難になってしまい、Ⅱ期受験者のモチベーションを高めることが、むずかしくなってしまう。

そのような事情があるため、Ⅰ期とⅡ期で受験する学校を変更できないという不都合な点も、確かに存在するが、今回、報告された方法の方が、よりベターなのではないか、と考えている。

自分が行きたい学校を早めに決めることが、何よりも大切である。

早い時期から志望校を決めて、勉強を始めることが重要であり、我々としても、それに向けて、中学校における進路指導等も含めて、ていねいな指導を行っていく必要があるものと考えている。

浅川委員：先ほどの「『2～3割の人たち以外』はⅡ期選抜で志望校を変更しない」という話は、「都市部」での話ではないのか。

「都市部」と白河あたりでは、色々と事情も異なるものと思われるが。

白河あたりでは、例えば今年の例では、白河市内から、その外の学校を受験するような子どもは、それなりに学力も高いのだが、Ⅰ期で「安積高校」を落ちた場合に、Ⅱ期では地元の「白河高校」を受ける子も多く、Ⅱ期でもう一回「安積高校」を受けようと頑張れる子は、逆に少ないのではないかと思われる。

また、「特色ある学校」で入学試験を行うとのことだが、「県内統一の試験問題を作るのではなく、各学校ごとに試験問題を作る」という意味か。

「特色ある高校」の意味が、良く分からなかったのが一つと、あと、Ⅰ期選抜とⅡ期選抜を合わせて、これから「前期選抜」を行うということだが、その「学区」については、どのようになっているのか。

郡山の学校は、白河あたりから見ると「学区外」になるかと思われるが、現行のⅠ期選抜の「学区」と併せて、新しい「前期選抜」の「学区」についても、教えてほしい。

教育次長：まず、一点目の「受験する高校を『Ⅰ期選抜』の受験の後に変更できないという点」については、先ほどの高橋委員への説明をもって、御理解をお願いしたい。

浅川委員： この検討会議で実際に議論をした人たちは、「郡部」の実情が分かっていない「都心に住む人」だけだったのではないのか。

教育次長： 一番最後に「委員の名簿」を付けているが、県内の各方部から、学識経験者や、PTA関係者、それに高校、中学校、小学校及び教育委員会の関係者が「委員」として選ばれており、その中には、いわき市と鮫川村の教育長も含まれている。

また、「特色選抜」の内容について、もう少し具体的にという質問であったが、現時点で我々の方で想定しているのは、「前期選抜」として、まとめて実施するわけだが、まず、一日目は、受験生全員に「学力検査」を受けてもらいたいと考えている。

その上で、「特色選抜」にも出願した生徒についてのみ、例えば、部活で実績を上げた生徒であれば、その関係の「実技試験」や、「面接」、「小論文」などの試験を翌日に受けてもらう予定である。

つまり、一日目の「学力検査」しか受けないということであれば、「一般選抜」だけで終わるわけだが、これに加えて「特色選抜」も希望すれば、「実技」その他の別のカテゴリーの試験も受けることになる。

そして、合否の判定については、「特色選抜」と、学力試験である「一般選抜」の間で比重を変えて行うことになる。

「一般選抜」の場合には、その学力検査の結果を中心に判定することになるが、「特色選抜」の場合には、学力検査以外の結果も重視し、「一般選抜」からの合格者数を一定の割合だけ減らして合格させることになる。

なお、「学区」については、今のところ、現行のものを変える予定はない。

「普通科」については、これまでどおり「白河」から見て「安積高校」は「学区外」となる。

また、「『普通科』以外」についても、これまでどおり「全県で一学区」のままとする予定である。

浅川委員：現在のI期選抜においても、「学区」は存在しているということで良いか。

自分が今、住んでいるところから、「『学区外』の高校」を受験できない点は、同じか。

教育次長：同じである。

蜂須賀委員：今の説明の中で、同じ試験を受けているのに、学力がおとっていても、スポーツができる子の方が、「特色選抜」の方で受かるとすれば、不公平ではないのか。

また、「志願してほしい生徒像」という言葉が出てきたが、何のことを指しているのか、良く分からない。

内容的なものについては、これから、もっともっと練っていくことになるのか。

今日、テレビのニュースを見ていて、私自身、力不足で、理解できない部分がたくさんあった。

この話をニュースで聞いたときにも、また、今の説明でも、「それは、どのようなことだろう」と、思ってしまったことが、たくさんあったので、これから実際に受験する子どもたちや、その保護者には、もっとていねいな、きちんとした説明が必要だと思う。

先ほどの話に戻るが、同じ試験を受けているのに、学力試験の点数が悪くても、スポーツができる子の方が、「特色選抜」の方で受かるとすれば、不公平ではないのか。

普通なら、スポーツができなくても、学力試験の点数の良い方が、受かるのではないのかと思うが、どうか。

教育次長：「特色選抜」の合格枠については、今のⅠ期選抜と同様であり、例えば、各学校ごとに「20%」などと、まず、その割合を定めることになる。

そして、その「20%」については、まず最初に学力検査の点数、1教科50点ずつで5教科あるため、計250点満点となるが、その分を「1」としたときに、実技や、面接及び小論文といった要素を、例えば「3」で見ますとした場合には、「1：3」の割合で評価して、点数化をして順位付けを行い、この「20%」の分の合格者を先に決めることになる。

そして、残りの「80%」については、「この「特色選抜」の不合格者のうちで「一般選抜」も希望する者」と「最初から一般選抜だけを希望する生徒」について、もう一度、学力検査の点数をメインとした順位付けを行い、合格者を決めることになる。

このような「二段構え」の判定方法を取っていくことになるが、発表は、一回でまとめて行う仕組みである。

確かに、現時点では、このような「『骨格部分』だけの話」となっており、細部については、今後、まだまだ検討を行っていく必要がある。

御指摘のとおり、この件については、県民の皆さまへの説明も、まだ、十分には行われていないため、今後時間をかけて、平成32年度入学者選抜に向けて、周知を図っていききたい。

本日、検討会議からの報告を受けたばかりでもあるため、来年、平成29年度には、まず、制度設計をしっかりと行い、次の平成30年度には、周知徹底を行い、平成31年度に、きちんと実施できるように準備したいと考えている。

高橋委員：先ほどと同じ話の繰り返しになってしまうが、確かに、試験を1つの時期、3月にまとめるのは、良いことだとは思う。

これまでのように、I期選抜の合格発表の後に、合格した生徒の学習意欲が低下するなどの不都合がなくなるので、それは良いとは思いますが、しかし、出願の機会が1回減り、受験する学校の変更ができなくなるのは、やはり、受験生にとっては、不利益な感じがする。

「特色選抜」は「A高校」、「一般選抜」は「B高校」のように出願しておいて、実際に受験するという方法は、やはり、できなくなるのか。

「特色選抜」で落ちた人の成績を「一般選抜」の受験校に、事務的に送ってやれば良いだけのことだと思うが、それはできないのか。

教育次長：我々としても、そのような方法についても、これまでに十分に検討したところである。

仮に、そのようにしたとしても、先ほども説明したとおり、「前の方の試験」を後ろに下げるのには、やはり限界があるということが、まず、一点挙げられる。

「大学入試センター試験」のように統一的なシステムではなく、各学校が、それぞれで独自に採点をして、集計データについても、それぞれで独自に持っているというシステムであるため、そのやりとりをする時間であるとか、労力であるとか、またさらに、事故発生リスクなども考えると、テクニカルな部分でやはり、そのような方法は、現実的には、採用がむずかしいものと思われる。

岩本委員：「特色選抜」について尋ねたい。

現在のⅠ期選抜においては、「内申点」というものが、重視されているかと思われるが、この「特色選抜」において、「内申点」の扱いは、どのようになるのか。

新しい入試制度の方では、「内申点」は、あまり重要ではなくなるようだが。

また、まだ、「骨格部分」しか議論されていないとのことだが、分かれば教えてほしい。

「特色選抜」においては、「実技試験」のようなものもあるとのことだが、スポーツの試験に関して、「季節限定の競技」については、当該季節以外の時期において、どのように試験を行うのか。

また、「団体で行う競技」については、各個人の評価をどのように行うのか。

教育次長：「調査書」については、この報告書の中には、一切書かれていないが、当然、中学校3年間における学習活動の成果を記載したものであるため、これまでと同様の取り扱いをしていきたいと考えている。

なお、この「調査書」、「内申点」については、新しい入試制度では、「一般選抜」よりも「特色選抜」の方において、より重視されることになるものと思われる。

また、「(競技の)種目」については、先ほども説明した「『部活動における顕著な成績』について、どこまで具体的に記載すべきか、記載できるのか」という点とも関連してくる。

「どこまで具体的に記載できるのか、又は逆に、どこまで抽象的な記載でも良いのか、「種目」の枠を超えてまで、抽象的な記載でも良いのか」という点とも関連してくる。

「『各学校の裁量の幅』を、県教育委員会として、どこまで認めるべきか」という問題などとも併せて、今後、細部については全体の制度の中で、ていねいな議論を積み重ねて、順次、決めていきたい。

浅川委員：これまでの「内申書」重視のI期選抜は、私個人的にも、どうなのかなと思っていたので、今回の入試制度改革という考え方そのものは、非常に良いなと思っていたところである。

ただし、一番最初の改革の根本的な考え方ところで、「I期選抜で合格した人が、その後に学習意欲をなくす」という説明があるが、私には、それがどのようなことなのか、良く分からないので、具体的にどのような状態になるのかを教えてほしい。

私の知っている、I期選抜に合格した子どもたちの場合には、学校から与えられた課題が非常に多くて、とても大変なようであるが。

「商業系」以外の「普通科」の子どもたちの場合、I期選抜に合格すると、そのようになるようだが、それは、なぜか。

「学習意欲をなくす」という声が、かなり多く出ているのか、そのへんの実情についても、教えてほしい。

教育次長：今、御指摘のとおり、Ⅰ期選抜合格内定者に対しては、各学校ごとに独自に考えた課題等を課して、高校への入学にいたるまでの「つなぎ」の学習をさせているのが、実情である。

2月の月上旬に合格が決まってから、実際に4月に高校に入学するまでに、結構、長いブランクがあるため、これからⅡ期選抜を受けようとしている生徒とは大きく異なり、学習に向かう意欲が、どうしても落ちてしまうということが、まず、一点ある。

もう一つは、これは中学校の校長先生方から、いただいた意見であるが、同じ教室の中に、「Ⅰ期選抜で合格をした生徒」と「Ⅱ期選抜に向けて真剣に勉強している生徒」が混在していることがある。

学校によっては、Ⅰ期選抜で7割以上の生徒が合格してしまい、残り3割に満たない生徒が小さくなって、必死に勉強しているようなところもあるが、そのような両者混在した状況では、教える側も非常に教えづらいことから、学校全体として、特に、前者の学習意欲を高い状態のまま維持させることは、やはり困難であり、この両者間においては、どうしても大きな差が出てしまうとのことである。

浅川委員：それは、学校側、校長先生の側からの意見ではないのか。

子どもたちに直接、聞いていないのではないのか。

教育次長：これまでの検討会議において、子どもたちから直接、意見を聞いたことはない。

そのため、子どもたちや、その保護者を含めた県民の皆さまに対しては、今後、一年間をかけて、「パブリック・コメント」などを通じて、今回の報告書の内容とともに、我々の入試制度改革案についても提示していき、その意見についても集約していきたいと考えている。

小野委員：これまでのⅠ期とⅡ期を統合させて「前期選抜」とし、また、これまでのⅢ期を「後期選抜」とする、この新しい入試制度改革案の発想については、私自身、そのような方法もあったのかと、目から鱗が落ちる思いがして、とても感心はしたが、ただ、この案を実行に移すとなると、今度は、かなり各学校の責任が重くなることに、注意が必要である。

この前の「総合教育会議」でも、同じことを言ったのだが、各学校ごとに自分の「特色」をまず打ち出して、その上で、どのような子どもたちに入ってもらいたいのか、「志願してほしい生徒像」を明確にし、さらに、実際に入った子どもたちについて、最終的にどのような能力や素養等を身に付けさせてから卒業させるのかという点、すなわち、将来の明確なビジョンについても、事前に明示することが必要となる。

そして、そのためには、各学校において、まず自分自身の「特色」を的確に把握・公表し、子どもたちやその保護者たちなどとも、しっかりとしたコミットメント（関与・関わり合い・誓（公）約）を確立させておく必要がある。

そのへんのところをきちんと徹底させないと、本当に中途半端な改革に終わってしまうことになると思う。

今までのように、ただ「各地域に高校が一つあれば良い」のような生ぬるいことばかりをやるのではなく、どうやったら、より優秀な人材に、一人でも多く自分の学校に来てもらえるようになるのか、学校間においても「競争時代」に入っていないと、この案が成就するのは、むずかしいと思った。

特に、競争倍率が「1.2倍」を超えるような、いわゆる「進学校」において、これをやろうとすると、かなり「落とすこと」に対する重い責任は、出てくるものと思われる。

確かに、Ⅲ期選抜も存在するが、「後の方の試験」で受験校を変更できないわけだから。

そうなってくると、ある程度のレベルの学校に、重大な責任のしわ寄せ的なものが、やってくる可能性もあるな、ただし、競争倍率が「1」を割るような学校では何の変化もなく終わるだろうな、と感じた。

高校入試に限らず、大学進学にしても、就職にしても、子どもたちの人格を成長させることが、「手段」ではなく「目的」であるはずなので、「高大連携」のような高校改革と同じような大きな変化を、子どもたちが実感できるような改革にしてほしい。

まだ実施まで時間はあるので、この改革をやるための「学校間の競争」と「保護者等とのコミットメントの確立」、そして、「各学校のプレゼンテーション（相手に対して、情報や企画、提案などを受け入れてもらえるように説明すること）」を、是非、徹底させるようにしてもらいたい。

教育次長：先日の「総合教育会議」でも、小野委員から同様の御意見をいただき、我々としても、色々と検討を続けさせていただいているところである。

まさに、各学校の「特色化」を、どのように図っていくのかという点が、今後、一番の課題になってくるものと思われ、学校教育審議会の方でも、同じような意見が、多数、出されているところである。

学校の統合再編を図っていく上でも、あるいは、クラス数を減らしていく上でも、やはり、「うちの学校のポイントは、ここなんだ」という点を、しっかりと打ち出せないと、きちんとした「学校作り」もできないと思うので、我々としても、そのへんのところの指導を、今後、きちんとやっていきたいと考えている。

また、もう一方の、中学校における進路指導の大事さというところも、我々としては非常に重視しており、その部分では、中学校と高校が、しっかりと一体化して連携していけるように、今回の制度改革を一つの機会として、取り組んでいきたいと考えている。

浅川委員：何度も聞いて申し訳ないが、Ⅰ期合格者とⅡ期の受験者がいて、この両者の間で「差」が大きいという話が、先ほど出ていたが、その点について私は、あえて平等にする必要があるのかな、と思った。

Ⅰ期合格者については、一生懸命頑張ってⅠ期に合格したのか、又は、とりあえず受けてみたら、たまたま受かっただけなのか、それは分からないが、Ⅰ期合格者とⅡ期の受験者が、同じ部屋にいるということは、ごく普通のことであり、同様のことは、大学入試などでは、あたりまえのようにあることのはず。

そのことを、そんなに問題視すること自体が、私にはまったく理解できない。

自分に妥協するのか、真剣に頑張った結果なのか、又は、新たに挑戦するのかは分からないが、そこでなぜ、無理やり「平等」にする必要があるのか。

Ⅱ期受験者が、Ⅰ期合格者を見て「いいなあ」と思い、一生懸命勉強するという「良いパターン」もあるかと思われるので、現状のままでも問題ないものと、私は考える。

むしろ、なぜ、中学校側が、そのようなところを逆に利用して、教育をしていかないのか、私には疑問である。

教育次長：そのようなところについては、我々も十分に承知しているが、例えば、Ⅱ期選抜にこれから向かおうとしている子どもたちの気持ちを考えると、自分の周囲のほとんどの同級生が、すでにⅠ期選抜に合格していて、はしゃいでいたりすると、その部分が、なかなか、うまい方向には働かずに、どうしても「温度差」が出てしまうというのが、現状のようである。

そのような中では、先ほども説明したが、やはり教える側も、非常に教えづらいとのことである。

岩本委員：今の件についてだが、自分の子どもも、やはり中学生のときに、同じようなことがあり、何名かのⅠ期選抜で受かった子どもたちが、非常に浮かれています、自分の周囲でさわぐなどしたために、非常に迷惑だったとのことである。

やはり、Ⅰ期に合格してしまうと、どうしても浮かれてしまい、学校の授業には身が入らなくなるようである。

浅川委員：それは「教育」の問題ではないのか。

学校側は、「試験に落ちた子」だけではなく、「試験に受かった子」に対しても、きちんとした指導を行うべきである。

「合格した子」に対しても、合格した後に、どのような態度を取るべきか、また、「落ちた子」に対して、どのように接していくべきかという点について、きちんと教えるべきであり、ただ、それだけのことであるはず。

受かったからといって、浮かれて、他の子どもに迷惑をかけるなんて、とんでもないことだと、私は思う。

教育長：それでは、今の件は、貴重な御意見として、うかがっておくこととしたい。

この報告書の4ページ目の上の方に、まさに「日程」の関係で、そのようなことが記載されているが、そのような意見が、実際に学校現場から寄せられているとのことなので、御了承をお願いしたい。

その他に、質問事項はないか。

蜂須賀委員：一点だけ、教えてほしい。

今のような「Ⅰ期・Ⅱ期選抜制度」になったのは、いつ頃のことか。

教育次長：平成15年度のことである。

そのことは、この報告書の3ページ目の下の方に、簡単ではあるが、記載されている。

それ以前は、「校長推薦による選抜」と、学力検査である「一般選抜」及び「再募集」が、実施されていた。

教 育 長：本日の午前中に、私が、この報告書を受け取ったばかりであるため、詳しい内容については、まだ分からないが、その際の私のコメントとして、小野委員が先ほど話されたのと同様のことを述べさせていただいたところである。

今、学校教育審議会の方で議論していただいている「今後の県立学校の在り方」の話とも併行して、また、連動させて、この「入試制度改革」についても、今後、その内容をつめていきたいと考えている。

その議論においては、まさに、先ほども出た「学校の特色化」や「目標の明確化」といった点が、ポイントになってくるものと思われる。

また、高橋委員が、先ほど指摘されたとおり、「受験校選択の機会が減少するという問題」については、今回の制度改革案で、色々なメリットやデメリットがある中でも、一つのデメリットであることは、我々としても十分に認識しているところである。

ただし、4ページ目の上の方に書いてあるとおり、早い時期に一度試験をやってその後にもた間を置いておくと、先に合格してしまった子について、色々な不都合が生じてしまうことになる。

このため、近い時期に2回の試験をやろうとすると、今度は技術的な制限から、受験校選択の機会が減少してしまうことになる。

先ほど、次長からも説明があったとおり、今後、「パブリック・コメント」にもかけて、色々な意見を取り入れながら、同制度の詳細部分についてしっかりと検討していきたいと考えている。

| | |
|---------------------------|--|
| | <p>これ以降の審議については、会議の冒頭で決定されたとおり、非公開とされた。</p> |
| <p>(8) 前回会議録の承認</p> | <p>教育長が、平成28年2月定例会会議録（案）について、その承認の可否を諮ったところ、全員に異議なく、一部修正の上でこれを承認することに決定された。</p> |
| <p>(9) 議案審議 議案第1号</p> | <p>平成29年度教育庁及び教育機関の主要職員（教員系）の人事（議案第1号）について、職員課長より説明があった後に、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p> |
| <p>議案第2号 議案第3号</p> | <p>平成29年度市町村公立小・中・特別支援学校の校長及び教頭の人事（議案第2号及び同第3号）について、義務教育課長より説明があった後に、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p> |
| <p>議案第4号 議案第5号</p> | <p>平成29年度県立学校の校長及び教頭の人事（議案第4号及び同第5号）について、特別支援教育課長より説明があった後に、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p> |
| <p>(10) 次回の日程</p> | <p>次回の定例会について教育総務課長から、平成29年3月21日（火）午前10時より開会することが提案され、全員に異議なく、そのとおり決定された。</p> |

(11) 閉

会

午後 2 時 2 4 分、教育長から閉会が告げられた。

上記の記録が正確であることを認め、ここに署名する。

平成 2 9 年 3 月 2 1 日